

平成 23 年度区民文化部、産業経済部及び
農業委員会事務局定期監査措置結果通知

指摘事項	措置結果通知（平成 23 年 11 月受領）
<p>板橋区立美術館においては、平成 19 年 7 月 6 日及び 8 月 6 日に防犯カメラ及びインターホン設置工事を施工したにもかかわらず、平成 23 年 2 月 9 日に「板橋区立美術館の防犯カメラ及びインターホン取替工事」として、支出を行った。</p> <p>当該事務処理については、以下の問題点があるので指摘する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 美術館及び文化・国際交流課（平成 19 年度においては生涯学習課）は、契約及び支出に係る事務処理を適切に行うことなく、当該工事を施工した。 2 平成 19 年 11 月に明らかとなった板橋区立小中学校関係工事における架空請負契約等の不正に関連するものとして、当該工事に関する報告を行わなかった。 <p>美術館及び文化・国際交流課は所管施設の工事について、法令に即した適正な事務処理の徹底を図るとともに、再発防止について必要な措置を講じられたい。</p>	<p>所管施設の工事について、法令に則り適正な事務処理を行うよう、平成 23 年 8 月に区民文化部長から美術館及び文化・国際交流課職員に対して周知徹底した。</p> <p>組織的なコンプライアンス意識を高めるため、文化・国際交流課長、文化・国際交流課職員及び美術館職員が、平成 23 年 8 月（2 回）と 10 月にコンプライアンス研修を実施し、報告・連絡の徹底強化及び職員の意識改革・向上を継続的に取り組んでいる。</p> <p>原則として係長級職員を含む職員が複数で美術館内の施設状況を定期的に把握・確認及び記録するためのチェック表を作成し、平成 23 年 8 月及び 9 月にチェックを実施した。</p> <p>区契約事務規則及び区会計事務規則等の関係法令に則り厳格・適正な事務処理を行うことを全ての職員に 2 回に渡り確認し、今後も再発防止に努めていく。</p>